

マージン率等の公開資料

改正労働者派遣法の施行により、毎事業年度終了後に派遣先から受取る派遣料金に占める派遣料金と従業員に支払う賃金の差額の割合（マージン率）の公開が義務つけられました。下記に当社におけるマージン率等の情報を公開致します。

■マージン率 = (派遣料金の平均額 - 派遣労働者の賃金の平均額) ÷ 派遣料金の平均額

■派遣料金の内訳について

取引契約料金には、以下の費用が含まれております。

- ①派遣勤務社員の給与（各種手当、福利厚生費含む）
- ②各種社会保険（健康保険・厚生年金・雇用保険・労災保険など）の会社負担分
- ③社員有給休暇取得見込み費用
- ④会社運営費（研修・教育費用、営業担当者などの人件費、オフィス賃貸料、募集広告費など）

【福岡営業所（本社）】

派遣労働者数	28名
派遣先の事業数	14社
マージン率	35.23%
労働者派遣料金	22,752円（1日8時間当たりの平均）
派遣期間中の従業員の賃金	14,738円（1日8時間当たりの平均）
教育訓練に関する事項	派遣概要、情報セキュリティ、個人情報保護教育、安全衛生教育、ビジネスマナー、キャリアアップ教育研修
キャリアアップ教育研修について ※全て賃金支給有り、労働者の費用負担無し	①CAD操作 ②設計研修 ③電気基礎 ④評価解析 ⑤その他（リーダー研修など）

【東京営業所】

派遣労働者数	3名
派遣先の事業数	1社
マージン率	35.52%
労働者派遣料金	27,795円（1日8時間当たりの平均）
派遣期間中の従業員の賃金	17,924円（1日8時間当たりの平均）
教育訓練に関する事項	派遣概要、情報セキュリティ、個人情報保護教育、安全衛生教育、ビジネスマナー、キャリアアップ教育研修
キャリアアップ教育研修について ※全て賃金支給有り、労働者の費用負担無し	①CAD操作 ②設計研修 ③電気基礎 ④評価解析 ⑤その他（リーダー研修など）

■労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定に関する事項

- ・労使協定を締結しているか否か……………締結済み
- ・労使協定の対象となる労働者の範囲……………すべての派遣労働者
- ・労使協定の期間……………2020年4月1日～2021年3月31日

※マージン率算定期間 2019年9月末